

第2章 地球温暖化対策の推進

第1節 県内の温室効果ガスの現状と将来予測

1 温室効果ガス*1の排出の現状【環境政策課】

(1) 地球温暖化の現状

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、20世紀末と比べて今世紀末には、平均気温は最大4.8℃、海面の水位は最大82cm上昇すると予測されています。

温室効果ガスの排出を抑制し地球温暖化を防止することは国際的な緊急課題であり、平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書が採択されました。

平成20年から京都議定書の第一次約束期間がスタートし、国においては、我が国の温室効果ガスを基準年度（1990年度）から6%削減する目標をより確実に達成するため、同年3月に「京都議定書目標達成計画」を改定しました。また、平成25年11月にはポーランドのワルシャワにおいて「気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）」が開催され、全ての国が参加する平成32年（2020年）以降の新たな国際枠組み作りに向けて、各国が温室効果ガス削減目標や行動計画を平成27年（2015年）に提出することで合意しました。

平成27年12月フランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、196の国・地域が平成32年（2020年）からの実施を目指す地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることとし、1.5度に抑えることも努力目標として併記しました。また、今世紀後半には、排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロとすることを目指し、全ての国が、削減目標を提出することが義務付けられました。

パリ協定は、55か国以上の批准が必要でかつ批准国の温室効果ガス排出量が世界全体の55%以上という条件を満たして30日目に発効します。

(2) 温室効果ガスの排出量削減

県では、平成17年2月16日の京都議定書の発効等を受け、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、平成18年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

平成25年11月に改定した「福井県環境基本計画」においては、地球温暖化対策推進法第20条の3に規定されている「都道府県における地方公共団体実行計画」を織り込みました。温暖化対策は、県の重要なプロジェクトの一つに位置付け、再生可能エネルギーの更なる活用や、省エネ対策、自動車に頼りすぎない環境負荷の少ない交通対策などの施策を積極的に推進していきます。

(3) 温室効果ガス排出量

①排出量の算定方法

本県における温室効果ガス排出量を算定する際の電力排出係数については、これまでは平成8年度（1996年度）から平成10年度（1998年度）までの3年間の北陸電力株式会社の排出係数の平均値（0.352 kg-CO₂/kWh）を固定値として使用してきました。

しかし、東日本大震災後に原子力発電所が停止し、排出係数が大幅に悪化したことにより、排出係数を固定値としてこのまま用いた場合、現状の温室効果ガス排出量との乖離が大きくなってしまいます。

そのため、今回から電力排出係数を実排出係数に変更します。また算定に用いる統計資料についても大幅に増やすなど、算定方法の見直しを行います。

②排出量の変化

平成23年度（2011年度）と平成24年度（2012年度）の排出量は、東日本大震災の影響で、原子力発電所が運転を停止したことにより、火力発電所での化石燃料消費量が増加したため、大幅に増加しています。

*1温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表2-1-1 温室効果ガス排出量の推移

	排 出 量 (千t-CO ₂)														
	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
二酸化炭素	産業部門	2,605	2,314	2,127	2,081	2,331	2,397	2,323	2,602	3,540	3,154	2,084	2,523	3,542	3,542
	運輸部門	1,605	2,117	2,162	2,164	2,121	2,010	1,859	1,858	1,850	1,815	1,788	1,779	1,789	1,793
	家庭部門	920	1,267	1,244	1,219	1,292	1,313	1,317	1,363	1,726	1,557	1,196	1,392	1,886	1,773
	業務部門	1,132	1,610	1,553	1,551	1,637	1,648	1,556	1,588	1,889	1,679	1,367	1,467	1,834	1,944
	エネルギー転換	70	303	344	188	328	276	331	362	408	307	232	259	364	352
	工業プロセス	765	402	399	358	341	347	347	328	330	324	285	286	304	294
	廃棄物	176	195	198	199	197	199	196	198	196	194	192	189	191	192
	計	7,273	8,209	8,027	7,760	8,246	8,189	7,928	8,300	9,939	9,029	7,144	7,896	9,910	9,890
メタン	148	128	124	122	120	120	119	118	115	112	111	111	109	108	
一酸化二窒素	135	158	149	147	141	131	131	129	122	117	116	118	125	123	
代替フロン	369	303	211	195	219	189	178	212	190	173	133	146	167	193	
総排出量	7,925	8,797	8,511	8,224	8,727	8,630	8,356	8,758	10,367	9,431	7,504	8,270	10,311	10,313	

※排出量は全て見直し後の数値

- (注) エネルギー転換：電気事業者（火力発電所）、ガス事業者の自家消費エネルギー
 産 業：農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
 運 輸：自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
 家 庭：家庭におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 業 務：業務用ビル等におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 工業プロセス：石灰石の消費
 廃 棄 物：一般廃棄物および産業廃棄物の焼却（食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く。）

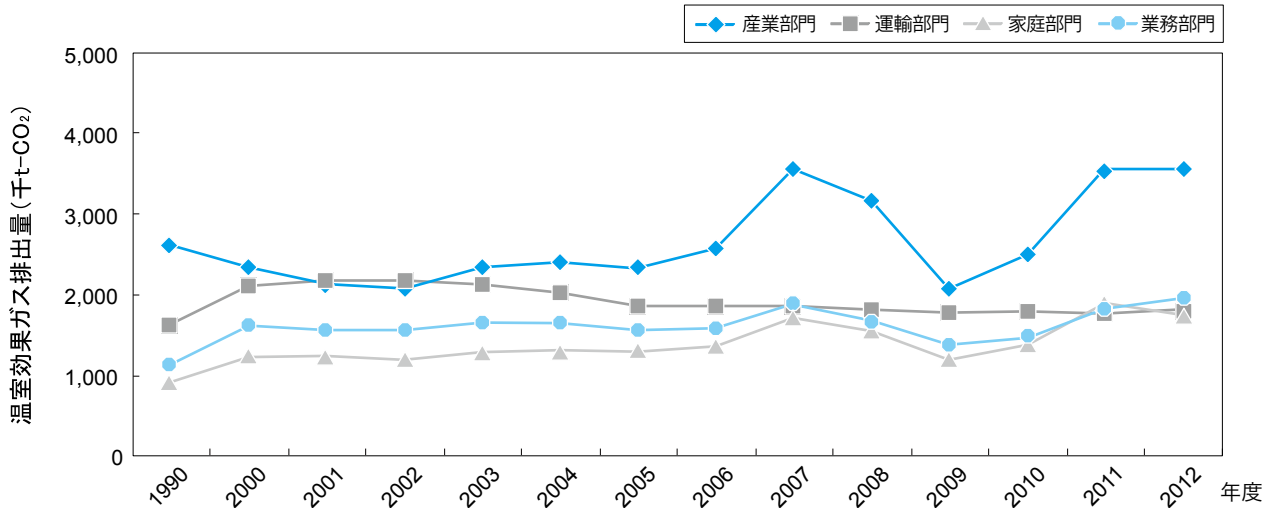


図2-1-2 部門別温室効果ガス排出量の推移

*1代替フロン類：オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC類）に替わり生産されているフロン類のことで、温室効果が極めて高いため、HFC、PFC、SF6が京都議定書で削減の対象ガスに加えられました。